

再入学審査基準

第1条 この基準は、八洲学園大学（以下、「本学」という。）を卒業、リカレント修了、終了、在学年限満了、退学、除籍となった者が再入学を希望する場合の受け入れについて定める。

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該学期の出願期間中に再入学願（様式1）を教務課へ提出しなければならない。

- 一 正科生として在籍した後、正科生として再入学を希望する者
 - 二 正科生として在籍した後、科目等履修生として再入学を希望する者
 - 三 科目等履修生として在籍した後、科目等履修生として再入学を希望する者
 - 四 科目等履修生として在籍した後、正科生として再入学を希望する者
 - 五 特修生として在籍した後、特修生として再入学を希望する者
- 2 学則第38条一号により除籍となった者は、授業料を納入した場合に再入学願を受理する。
- 3 再入学願の不備および卒業等から5年以上経過している者には、入学願書・作文・自己活動歴等の提出を求める。

第3条 再入学は教務委員会及び教授会の議を経て、学長が許可する。

- 2 卒業、リカレント修了、終了、退学、及び除籍から5年未満に再入学する場合は、入学金（登録料）を免除する。
- 3 第2条一号で再入学を許可された者は、再入学、編入学及び転入学に関する規程第5条に基づき、本学の在学年数として認定する。
- 4 第2条四号で再入学を許可された者は、修業年限の通算期間に関する規程第2条により、科目等履修生としての在籍期間を正科生の修業年限に換算することができる。また、既に修得した単位については、学則第23条に則り、卒業の要件となる単位として認定することができる。

第4条 この基準の改廃は、教務委員会が定める。

附 則

この基準は、平成18年6月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年12月16日から施行し、平成21年12月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成23年11月15日から施行し、平成23年11月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30月2月5日から施行し、平成30年1月9日より適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年8月27日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年7月21日から施行する。

年 月 日

八洲学園大学学長殿

生年月日

正科生（資格・リカレント編入学） ・ 科目等履修生 ・ 特修生

在籍時の氏名（現在と異なる場合）

4-40-9